

# 安倍「九条加憲」に対案は必要ない

## 憲法改正の「作法」

水島朝穂  
みずしま あさほ 早稲田大学法学部教授 一九五三年生まれ 六十年より読書 著書「18歳から始める憲法（法學文化社）」「アライグマ 権限分析」（集英社）「自衛隊」（法政書局）「はじめての憲法教室」（集英社）  
ほか著書多数 ホームページ <http://www.asaho.com/>

世界 SEKAI 2018.1

情緒的な、あまりに情緒的な……

日本国憲法施行七〇周年の日、安倍晋三首相は、憲法九条一項、二項を存続させて、「九条に自衛隊を書き込む」という提案を唐突に行った。そして、総選挙前後から、「自衛隊は合憲と言いつついる学者は二割にしかすぎない。教科書にも自衛隊違憲という記述があり、自衛隊員の子どもたちもその教科書で学んでいる。『お父さん憲法違反なの？』と言われた自衛官はたいへん悲しい思いになった。その状況を変えていく責任がある」という言い方をするようになった。「子どもたち」をタシに使う手法には既視感がある。

二〇一四年五月一五日、集団的自衛権行使を合憲とする安保法制懇報告書についての記者会見である。安倍首相は、米輸送艦に乗る乳児を抱く母親とそれに寄り添う幼児のイラストのカラーパネルを使ってこう語った。「まさに紛争国から逃れようとしているお父さんやお母さんやおじいさんやおば

あさん、子どもたちかもしれない。彼らが乗っている米国の船をいま私たちは守ることができない」と。何とも情緒的な説明だった。この会見前日、「パネルで俺は勝負する」といって、首相自ら図案を決めたという（産経新聞）二〇一四年五月一六日付。

このノリで、いま安倍首相は、憲法研究者をやり玉にあげ、自衛官の子どもたちを登場させて、法改正という高度に論理的思考が求められる事柄に、またも情緒的な物言いを意識的に持ち込み、論理をスルーする傾きを増しながら、改憲に向けて「スピード感」をもって臨んでいる。こういう状況だからこそ、憲法論議の仕方について、あたりまえのことをあたりまえに語っておきたいと思う。

## 憲法改正の「三つの作法」

一〇年ほど前から私は、憲法改正については、(1) 高度の説明責任、(2) 情報の公開と自由な討論、(3) 熟慮の期

間という「三つの作法」が前提に置かれるべきだと指摘してきた（水島朝穂『憲法「私」論』小学館、二〇〇六年）。

まず、「高度の説明責任」とは、憲法改正では、憲法を積極的に「変える」という側に、高度の説明責任が課せられるということである。この「負荷」は、憲法九条と自衛隊が矛盾しているからとか、制定から何十年もたったからといった程度の説明ではクリアされず、憲法を変えないことによる「不具合」や「不都合」が、より具体的に説明されなければならない。それだけでなく、憲法を改めることによってしか、その問題は解決できないということも具体的に明らかにされる必要がある。自衛隊を解釈で認めてきたということは軍事に対する日本の「自制政策」といえ、日本の「平和憲法」は諸外国でも肯定的に受け入れられている。自衛隊の「明記」は、この絶妙な「自制政策」を放棄するということであり、単なる「現状維持」にとどまらない。

次に、関連する情報の公開と自由な討論の機会が確保されなければならない。改憲論にはイメージ満載の「宣伝」が大いに投与されるからである。ここで想起されるのは、一九一七年、ウッドロウ・ウィルソン米大統領は「クリール委員会」を設置し、組織的宣伝活動を展開したことである。これにより「半年足らずでみごとに平和主義の世論をヒステリックな戦争賛成論に転換させた」、「必要なのは、誰も反対しようとならないスローガン、誰もが賛成するスローガン」であり、

「それが何を意味しているのか、誰も知らない」（トム・チョムスキー、鈴木木寛訳『メタイア・コントロール』集英社新書、一〇〇三年）。安倍流自衛隊明記案も、これに類似しているだけに曲者である。

最近ある論者が、憲法学と憲法研究者に対して、「ガラパゴス化」といった論難（難癖の類）を反復継続してメタイアやネットに発信しており、これが中身も読まずにリツイートされて、憲法学や憲法研究者に対するネガティブな「空気が醸成されている。どんな難癖の類でも、それがネット空間に定着すれば、影響力をもつ。私も必要に迫られて対応を行った（<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2017/1016.html>）。

最後に、熟慮の期間として、議論のために十分な時間が必要という点だが、これはまったく顧慮されていない。安倍首相は「二〇二〇年まで」と自己都合で改憲期限を設定するなど、落ち着いた議論環境はとうてい期待できない。一体、このせわしなさは何だろう。自衛隊明記案は唐突に登場したという経緯からしても、その動機や必要性は後述するように、かなりブラックである。憲法改正と北朝鮮の動向が直結して議論され、改憲の気運と気分が醸成されている。憲法改正の「作法」がまったく踏まえられていない。

## 北朝鮮の脅威と自衛隊の明記

安倍首相は、衆議院解散を正式表明した二〇一七年九月二

北朝鮮を過度に挑発する結果となって、日本および日本国民に対する脅威を高めることになりかねないことは指摘しておかねばならない。

また、安倍政権により従来の政府解釈の「自衛」概念が濫用されたことを考えれば、戦前の日本軍が満州事変と上海事変を自衛権行使としたように（海軍大臣官房編『軍艦外務令解説』一九三八年。前掲・拙著『ライブ講義』参照）、新九条の「自衛」の拡大解釈を防ぐ手立てはないことにも注意しておく必要がある。北朝鮮でさえ、憲法六〇条で「自衛の軍事路線を貫徹する」と定めているところである。無自覚に「自衛」を押し出していくことの危うきは明らかではないか。

### 「名誉と誇り」のための改憲

元自衛官の佐藤正久参議院議員は、自衛隊明記案について「まずは現場の自衛官が名誉と誇りを持って任務遂行できる環境をつくることを優先すべきだ」と主張している（『明日への選択』二〇一七年八月号）。だが、これは改憲の理由にはならない。自衛隊を明記しても、自衛隊の実態は「戦力」に該当するとして憲法違反の疑いは指摘され続けるからである。

自衛隊の統合幕僚長（旧統合幕僚会議議長）には、政治の統制や防衛省内局などを意に介さない「政治的軍人」が多い。制服組トップの統合幕僚会議議長だった栗栖弘臣は、「いざ戦闘となれば自衛隊は独断する」「徴兵制は有効だ」「いざと

なれば超法規で戦闘突入する」と発言して解任され、竹田五郎総幕議長は、徴兵制は憲法違反という政府統一見解を公然と批判し、当時の政府がとっていた「防衛費GNP1%枠」と「専守防衛」も批判した。第一次安倍政権の時に海幕長から統幕長になった齋藤隆は、「国家革新を唱える右翼的な人物」として、長らく公安当局にマークされていた（川邊克朗『瀕死のシベリアン・コントロール（I）』本誌二〇〇七年七月号参照）。現在の安倍政権の河野克俊統幕長（同じく海出身）は、自衛隊を憲法に明記する提案を「非常にありがたい」と述べた。自衛隊では、このような危険な「政治的軍人」がトップに座ってきた。

自衛隊が天皇、国会、内閣、裁判所、会計検査院と並ぶ憲法上の機関に格上げされれば、自衛隊に一定の権威が与えられることになる。今も暴走している「政治的軍人」やそれを支援する「軍事過多」の政治家たちが勘違いした「名誉と誇り」を持ったとたん、軍隊が大きな顔をする社会になり、市民社会に軍事的思考が浸透していくことは目に見えている。

実際、安倍首相は「日本国という存在……それそのものが危機に瀕したときには、言わば自由や民主主義や法の秩序を守るためにも様々な協力をしていただく、しかしそれは兵役ではない」（二〇一三年五月一五日参議院予算委員会）と答弁した。憲法に軍事組織が明記されれば、「兵役」と呼ばなくても、市民に何らかの防衛負担を課す憲法上の根拠規定と読む主張

が出てくるだろう。

### 九条改憲に対案は必要ない

九条改憲に賛成する人々は、反対する者に対して「対案」を出せという。最近のこのような、現状への批判的姿勢を欠いたまま何らかの「対案」を出すことを自己目的化する傾向は、「対案オブセッション（強迫観念）」と言える。だが、こういう場合の最も明確な「対案」は、その改憲に反対することである。違法行為が行われているとき、これに協力しないこと以外の「対案」は必要ない。違法行為に続く改憲行為に対しても同様である。

二〇一六年、防衛庁長官等を歴任した加藤敏一・元自民党幹事長の告別式における山崎拓・元自民党副総裁の弔辞によれば、山崎氏の「君は本当に憲法九条改正に反対か」という問いに加藤氏が「うん」と答え、山崎氏の「一言一句もか」の問いに加藤氏が「そうだよ。九条が日本の平和を守っているんだよ」と断言したという。また、野中広務・元自民党幹事長は、安倍案について二〇一七年七月四日記者団に語った。「僕は反対です。私みたいに戦争に行って戦争で死なないうえに、かえってきた人間は、再び戦争になるような道は歩むべきではない。これが私の信念です。死ななかつたから今日の私があるんですから。死んでいった連中を今思い起こしても、本当に戦争というものを二度と起こしてはならない。それが

私の今日までの姿です」と。このような往時の保守政治家にあった、戦争体験に裏打ちされた「軍事への抑制」の視点が安倍首相やその支持者、「対案」を提案する論者たちには決定的に欠けている。山尾志桜里衆議院議員の「政策顧問」倉持麟太郎弁護士も同様である（拙稿「安倍ファースト」改憲に対案は必要か」朝日新聞WEBRONZA、二〇一七年一月二三日参照）。

立憲民主党代表の枝野幸男氏は、民進党幹事長であった二〇一六年、自民党の憲法改正草案について、「現行憲法こそが、我々の堂々たる対案であります」と述べた（『朝日新聞』二〇一六年六月二十七日付。同年五月一八日の党首討論で「お互いに案を示しあっていく」ことを求める安倍首相に対し、岡田克也民主党代表は、「私は、今の憲法九条を当面変える必要はないと思っています。だから、案もないんです。今の憲法でいい、九条でいいということですから」と述べた。いずれもその通りだが、この主張は維持できているか。

憲法を変える側が、「なぜ変えるのか」の説明に失敗すれば、憲法はそのまま残る。「お試し改憲」や「あら探し改憲」など、強引な改憲論議は、前述した憲法改正の「作法」に反する。とりわけ安倍晋三という「憲法違反常習首相」の政権に対しては、浮足立って対案を提起するのではなく、腰を据えて「ノー」を言い続けることこそが、最大にして最良の「対案」であろう。